別紙

諮問第１７９０号

# 答　　申

## １　審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

## ２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第５号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に東京都知事選挙の公営掲示場ポスターに掲示された選挙運動用ポスターに関し東京都迷惑防止条例に抵触するおそれがあるとして、候補者に対して警告その他行政指導を行うに際し作成、取得した公文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和６年７月５日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

## ３　本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は、適正かつ妥当である。

## ４　審査会の判断

### （１）審議の経過

本件審査請求は、令和６年11月５日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和８年７月10日に実施機関から理由説明書を収受し、同年７月29日（第242回第三部会）及び同年９月18日（第243回第三部会）の２回、審議を行った。

### （２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　本件対象公文書について

実施機関は、選挙違反の取締りに際し、事前に違法状態の除去と続発防止を図る観点から警告を実施しているが、これは、度重なる警告にもかかわらず違反を続けるなど、違反の態様等を勘案して、選挙活動に係る各種法令等違反事件に関し、刑事事件として立件することも視野に行うものであり、本件対象公文書は、その一環として、立件も想定した上で、把握した情報、収集した証拠のほか、判断と方針を記載した文書である旨説明する。

イ　本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書は行政警察活動に関する文書であり、刑事手続を目的として作成された文書ではないことから、特定の捜査に関する情報には該当せず、また、当該警告が行われたことは既に報道機関により広く伝達されており、本件対象公文書を全部不開示としなければ犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持及び警察が行う選挙における公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反取締り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない等と主張する。

これに対し実施機関は、本件対象公文書を公にすると、前記アの立件を判断する上での着眼点、捜査の内容、手法等が明らかとなり、犯罪を企図する者等による対抗措置や証拠隠滅等を容易にし、又は助長するなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例７条４号に該当するとともに、取締りに係る検討内容や判断基準等が明らかとなり、実施機関が行う当該事務の活動が阻害されるなどして、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条６号にも該当するとして、文書の表題、項目等も含めて全部不開示とする必要がある旨説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、その内容は実施機関が東京都知事選挙において、各種法令等に抵触するおそれのある行為をした候補者に対し、警告を実施するに当たり把握した情報、収集した証拠を基に、当該行為への具体的な対応について検討した情報であると認められる。これらを公にすると、違法行為の取締りに係る着眼点、捜査の内容及び手法等が明らかとなり、違法行為を企図する者による対抗措置等を容易にすることで、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序

の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があると認められる。また、実施機関により警告が行われたという事実が報道により公になっているとしても、その内容は警告の実施という外形的な事実の公表にとどまり、実施機関における検討過程や具体的な警告に関する情報までが明らかになっていないことからしても、当該違法行為の取締りに係る検討内容や判断基準等が明らかとなることで、将来の違法行為取締り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。

以上のことから、本件対象公文書はその全部が条例７条４号及び同条６号に該当し、不開示が妥当である。

ウ　審査請求人の条例９条による開示を求める主張について

審査請求人は、本件対象公文書について、警告は東京都知事選挙の候補者に対するもので、その社会的反響や表現の自由に対する萎縮効果等を踏まえ、条例９条に基づき裁量開示すべきであるとも主張する。

条例９条は、不開示情報に該当する情報についても、「公益上特に必要があると認めるとき」に開示することができると規定しており、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定したものである。

審査会が検討するに、前記イのとおり、本件対象公文書は公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持及び違法行為取締り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条所定の「公益上特に必要があると認めるとき」に当たらない。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

髙世　三郎、北原　一夫、樋渡　利美、峰　ひろみ